

定 款

公益社団法人日本食品衛生協会

日本食品衛生協会 設立の理念

政府は国民の健康と生命とを保護する目的をもって、「食品衛生法」を制定し、飲食に起因する衛生上の危害を防止するため、食品の製造又は販売の営業者を指導監督している。

本法は厚生省がこれを主管し、厚生省及び各地方庁に、食品衛生課又はこれが担当課を設け、更に各保健所にその係を置き、食品衛生監視員を配属して、食品衛生法の施行に万全を期している。

然し乍ら、近年の実情は洵に遺憾極まるものがあり、厚生省の統計に拠れば、毎年数百の尊い人命を奪い、又数万の中毒患者を出している。この統計に現われない罹病者は恐らくこの数倍を下らないものと推定されている。

上の如き現状に鑑み、食品に関係ある、あらゆる業態の者が相集り、種々検討協議の結果、かかる憂うべき状態を打開して、全国民の食生活の安全を図り、食品衛生行政に協力し、これが目的完遂に邁進するため、官民一体となって、社団法人日本食品衛生協会を結成した次第である。

昭和 23 年 11 月 1 日制定

公益社団法人日本食品衛生協会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制定

令和 6 年 1 月 22 日 改訂

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本食品衛生協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、全国の食品衛生協会と連携を図り、飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止するための諸事業を行うとともに、食品関係事業者への食品衛生管理の指導等並びに消費者へ食品衛生知識の向上のための普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 食品衛生指導員による自主衛生管理事業の推進
- (2) 食品衛生の向上に関する指導及び助言
- (3) 法令等に準拠した資格取得に必要な講習会の開催
- (4) 食品衛生の向上に必要な人材育成に関する事業及びその支援
- (5) 科学的知見に基づく食品等の安全性に関する調査研究及び検査事業
- (6) 食品衛生に関する国際協力の推進
- (7) 食品衛生の向上に関する顕彰
- (8) 食品衛生の向上に関する講習会及びセミナー等の開催及びその支援
- (9) 食品衛生の普及啓発のためのイベントの開催及びその支援
- (10) 前各号の事業に必要な出版物等の発行及び情報の発信
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の共益事業並びに収益事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 所有する不動産の管理運営に関する事業
- (3) その他前項に関連する収益事業

3 第1項の公益目的事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する都道府県市の食品衛生協会
 - (2) 特別会員 この法人の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は法人若しくは任意団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、前項に必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併等
- (6) 一般社団法人の継続
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ、この法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第19条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出された2名の正会員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

4 第2項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち、2名以内を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員等の親族等割合の制限)

第 23 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事及びその他の業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 この法人は、理事会の決議によって、役員の法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第 30 条 この法人に、1 名の会長及び 2 名以内の副会長を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、会員等の功労を評価し、表彰等を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は、原則 2 年とする。
- 6 会長及び副会長は、無報酬とする。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 31 条 この法人に、3 名以上 10 名以内の顧問を置く。

- 2 顧問は、常任顧問及び学術顧問とし、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 常任顧問は、この法人の運営に必要な法令及び会計の専門知識を有する者から選任する。
- 4 学術顧問は、この法人の事業に係る科学的な知識を有する者から選任する。
- 5 常任顧問及び学術顧問は、理事長の諮問に応え、意見を述べることができ、関係する会議に出席し意見を述べるができる。
- 6 常任顧問及び学術顧問に対しては、理事会の承認を得て、顧問契約により報酬等を支払うことができる。

第8章 理 事 会

(構成)

第 32 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令及び別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 38 条 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 委員会

(委員会)

- 第40条 理事長は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認められるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 会計

(事業年度)

- 第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項に規定する事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第12章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(合併等)

第49条 この法人は、総会の決議により他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、

公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第14章 補 則

（委任）

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、鵜飼良平とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行の前に、社団法人日本食品衛生協会の定款に基づき定められた規程又は議決された事項は、この定款に定められた規程又は議決された事項とみなす。